

障第1616号  
平成30年3月29日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指  
定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の  
算定に関する基準の一部を改正する件等の公布について

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から通知があ  
り、その内容について、岐阜県ホームページに掲載しましたので、お知らせします。

- ・掲載ページ：トップ > 子ども・医療・福祉・女性 > 障がい者 > 法令・計画等 >  
指定事業者の皆様へ・・・通知等

(URL)

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/siteijigyosha.html>

- ・通知の主な内容

報酬告示の一部改正

指定障害福祉サービス：平成30年3月22日厚生労働省告示第82号

指定通所支援：平成30年3月22日厚生労働省告示第99号

指定入所支援：平成30年3月22日厚生労働省告示第100号

地域相談支援：平成30年3月22日厚生労働省告示第101号

計画相談支援：平成30年3月22日厚生労働省告示第102号

障害児相談支援：平成30年3月22日厚生労働省告示第103号

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	山田	担当	小川、小林、高木、田邊、岩島
電話	058-272-1111 内 2686、2615、2616		
FAX	058-278-2643		